

都市計画法第34条にかかる市長指定地の取扱要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、平成13年5月2日付け国総民第9号国土交通省総合政策局長通知「開発許可制度運用指針」に係る市長指定地の選定手続き等に関し必要な事項を定める。

(指定地の種別及び目的)

第2 市長指定地の種別及び開発行為の目的は、次のとおりとする。

種別	開発行為の目的
産業振興地域	技術先端産業型業種の工場，研究所
大規模集落	自己用住宅，分家住宅，小規模工場

(指定地の選定)

第3 市長は、別紙「指定基準」を満たす地域（区域）又は集落のうちから、指定時の社会経済情勢等を総合的に勘案し、指定地を選定する。

(指定地の見直し)

第4

(1) 地域経済の変化，大規模開発の策定等，見直しを必要とする場合には，随時個別に見直しを行う。

(2) 見直しの結果，変更が必要と認められた場合には，指定地の変更手続きをとる。

(指定手続等)

第5

(1) 指定地の選定及び変更にあたって当該指定地に関連を有する庁内関係課と指定の可否について合議することとする。

(2) 指定地が選定又は変更された場合は，庁内関係課にその旨通知することとする。

(庁内関係課)

第 6

- (1) 指定全般にかかる庁内関係課は次のとおりとする。

政策調整課，農業政策課，都市計画課，関係各農業委員会事務局，関係各区役所

- (2) 産業振興地域の指定に関する庁内関係課は次のとおりとする。

企業立地・ポートセールス課

附 則

この要綱は，平成 10 年 1 月 5 日から実施する。

附 則

この要綱は，平成 17 年 3 月 21 日から実施する。ただし，第 6(1)中「総合企画課」を「計画調整課」に改める規定は，平成 17 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は，平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は，平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

指 定 基 準

■ 産 業 振 興 地 域

要 件	内 容
人口が減少し産業が停滞していること。	○ 住民基本台帳人口が５年前と比較して減少していること。 ○ 直近５年間の製造品出荷額の平均伸び率が全国水準以下であること。
工業立地が特に必要と認められること。	○ 市の基本構想で工業導入が重要施策として明記されていること。 ○ 市内の工場適地の残面積が１０ヘクタール未満であり、かつ残面積比率（工場適地残面積／工業系用途地域面積）がおおむね２０パーセント未満であること。

■ 大 規 模 集 落

要 件	内 容
独立して一体的な日常生活圏を構成していること。	○ 二百戸以上の建築物が連たんしていること。 ○ 当該集落に係る戸数密度が、当該市街化区域に係る計画戸数密度とほぼ同程度であること。 ○ 当該集落内におおむね下記施設が存すること。 ・小（中）学校 ・鉄道の駅又はバス停留所 ・日用品店舗 ・病院又は診療所 ○ 当該集落内に優良農地が含まれていないこと。